

小中学校 GIGA スクール構想実現端末購入業務

仕 様 書

令和2年6月
琴浦町教育委員会

第1章 基本事項

1 概要

本仕様書は、琴浦町立学校に設置する情報端末の仕様を規定するものである。

2 品目及び数量

情報端末（タッチペン、キーボード含む） 1, 125台

3 機器性能及び構成

「第3章 機器構成仕様」に示す機器等について、同等以上の性能を有すること。

4 納入場所

琴浦町立八橋小学校（琴浦町大字八橋705番地）

琴浦町立浦安小学校（琴浦町大字下伊勢504番地1）

琴浦町立聖郷小学校（琴浦町大字鋤529番地）

琴浦町立赤碕小学校（琴浦町大字赤碕264番地）

琴浦町立船上小学校（琴浦町大字佐崎16番地）

琴浦町立東伯中学校（琴浦町大字徳万236番地）

琴浦町立赤碕中学校（琴浦町大字赤碕1922番地1）

5 納入期限

令和2年10月30日（金）

（機器等を納入し、検品等の確認が終了すること）

6 支払条件

請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

①端末費、②機器搬入・据付費、③675台分の端末設定費（各学校の無線LANアクセスポイントへの接続設定及びソフトウェアのインストール含む）

この契約は、地方自治法第234条の規定に基づく契約とし、契約を締結する。

第2章 事業要件

1 概要・基本的条件

- (1) 本調達の範囲は端末等の指定する場所への納入及びその後の設定作業（ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認）を含むこと。
- (2) 納入する機器は品質・耐久性に十分留意し、学校現場での利用を考慮した端末を選定すること。
- (3) 納品スケジュールや生産体制等、サプライチェーン・リスクに考慮したものを選択すること。
- (4) 端末の仕様を遵守し、履行するうえで必要となるすべての諸経費・機器等についても見積りに加えること。
- (5) 端末管理ツールに登録するために必要な端末情報を提出すること。

2 納入・設定等作業共通要件

- (1) 納入場所及び台数
受注者は、各学校への設置台数については、契約後に教育総務課が指定した台数を各学校に納入すること。
- (2) スケジュール
受注者は、受注後直ちに教育総務課と協議し、納入期限を遵守したスケジュールを提示すること。
- (3) 明記されない作業
受注者は、本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、教育総務課と協議のうえ、受注者の責任において実施すること。

3. 納入業務要件

- (1) 納入物件
受注者は、納入物件について、本仕様書の「第3章 機器構成仕様」に明記された機能及び性能を十分に満たしておくこと。
- (2) 納入/撤去
搬入設置作業に伴い発生した梱包材等については、納入業者の負担にて適切に処分すること。
- (3) 資料提出
受注者は、納入物件の機能及び性能を証明できる機能比較表、性能比較表などの

基礎資料又は証明書を機器及びソフトウェアごとに提出すること。

(4) 出荷前検査

受注者は、機器搬入前に出荷前検査を十分行うこととし、引き渡しまでに機器に問題が生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決すること。

(5) 変更等

受注者は、納入以降も引き渡しまでに生じた変更等には誠意をもって対応すること。

(6) 廃棄物の処理

納入の際に発生した廃棄物については、受注者が持ち帰り適正に処分すること。

4. 設定等業務要件

(1) 設定等について

各学校の無線 LAN アクセスポイントへの接続設定を行うこと。

(2) ソフトウェア導入

ソフトウェア導入は「第3章 機器構成仕様」で指定されたソフトウェアを受注者の責任で導入を行うこと。基本的には見積書提出時点において、それら指定された物の最新版(パッチ含む)とし、入札後導入までにバージョンアップがなされた場合は教育総務課と協議のうえ、最新バージョンを導入すること。

(3) 動作確認等

受注者は、設定等終了後動作確認・総合試験を行うこと。

(4) 完成検査

完了した時は、完成及び設定の内容を明らかにする資料をもって、教育総務課へ検査を依頼すること。

第3章 機器構成仕様

1. 納入機器品質、規格、数量等

タブレット端末：1, 125台（児童用、生徒用、教師用共通）

項目	内容
OS	iPadOS
ストレージ	32GB 以上
画面	10.2～12.9 インチ
無線	無線 IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
キーボード	Bluetooth 接続でない US キーボード
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ
外部接続端子	Lightning コネクタ×1
重さ	1.5kg 未満
その他	タッチペン
アプリケーション	ミライシード ASP 琴浦町版（1年分） 教育向け機能に対応した MDM（5年分）

タブレット端末を各学校の設定情報に従って設定を行うこと（設定台数は 675 台）

インターネット回線への接続設定を行うこと

プリンターの設定を行うこと（RICOH カンタン入出力）

各学校のすべての無線機器への接続設定を行うこと

2. ソフトウェアのインストール

- ・ミライシード ASP 琴浦町版
- ・RICOH カンタン入出力
- ・教育向け機能に対応した MDM

3. その他の本町委託業者との協議

本町は、インターネット（Torikyo-Net）や校内 LAN・タブレット端末について、既に別の委託業者と保守契約済みであるため、既存のハードウェアの設定変更を行う場合は本町委託業者と入札前に協議し、設定範囲を明確にし、すべての設定費を本入札に含めること。

第4章 その他

1 妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、町へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 受注者が（1）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約の相手方としない措置を講じることがある。

2 連絡先

琴浦町教育総務課 電話：0858-52-1160